

社会福祉法人日光市社会福祉協議会評議員・役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人日光市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員等（以下「評議員及び役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員及び役員等)

第2条 前条に規定する評議員及び役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事及び監事
- (3) その他会長が必要と認めた者

(報酬の支給)

第3条 本会の評議員及び役員等の報酬は、日額3,000円とする。

- 2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 日光市に常時勤務する地方公務員等が前条に定める評議員及び役員等に就任した場合は、報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 本会の評議員及び役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 評議員及び役員等の旅費の支給については、職員の例による。

(報酬等の支給方法)

第5条 本会の評議員及び役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席等法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報

酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

なお、この規程の施行に伴い、本会役員等の報酬及び費用弁償規程については、廃止するものとする。